

華族世襲財產法を廢止する法律案委員會會議錄(速記)第一回

付託議案 華族世襲財產法を廢止する法律案 (政府提出、貴族院送付)(第三號) 請願法案 (政府提出、貴族院送付)(第四號)

本委員は昭和二十二年二月二十五日(火曜日)議長の指名で次の通り選定された。

- 磯崎 貞序君 稻葉 道意君 今井 はつ君 小川原政信君 上林山榮吉君 鈴木平一郎君 荊木 一久君 菅原 エン君 原 捨忠君 宮前 進君 武藤 嘉一君 淺沼稻次郎君 石川金次郎君 澤田 ひさ君 棚橋 小虎君 大橋 喜美君 原 國君 田中 たつ君

二月二十五日 請願法案(政府提出、貴族院送付)(第四號)の審査を本委員に付託された。

二月二十六日(水曜日)午後一時十四分委員長理事互選のため次の委員が参集した。 稻葉 道意君 今井 はつ君 小川原政信君 上林山榮吉君 鈴木平一郎君 菅原 エン君 武藤 嘉一君 石川金次郎君 澤田 ひさ君 棚橋 小虎君 大橋 喜美君 原 國君 田中 たつ君

〔年長者小川原政信君投票管理者となす〕 ○小川原投票管理者 先例によりまして、私が年長のゆえをもつて投票管理

者となり、これより委員長互選を行います。 ○今井(は)委員 投票を用いず、武藤嘉一君を委員長に推選いたします。 ○小川原投票管理者 今井君の意見に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○小川原投票管理者 御異議なきものと認めます。よつて武藤嘉一君は委員長に御當選に相なりました。委員長武藤君に本席を譲ります。

〔武藤嘉一君委員長席に着く〕 ○武藤委員長 御推選によりまして、私が委員長の席を汚すことに相なりまして、はなはだ不慣れでございますが、各位の御指導と御支援によりまして、職責を盡したいと思ひます。何分よろしく願ひいたします。引續き理事の互選を行います。

○今井(は)委員 理事はその數を三名とし、委員長において御指名あらんことを望みます。 ○武藤委員長 今井君の御意見に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○武藤委員長 御異議なきものと認めます。それでは 上林山榮吉君 宮前 進君 淺沼稻次郎君 澤田 ひさ君 棚橋 小虎君 大橋 喜美君 原 國君 田中 たつ君

昭和二十二年二月二十六日(水曜日)午後一時十八分開議 出席委員 武藤嘉一君 委員長 上林山榮吉君 理事

本日會議に付した議案 華族世襲財產法を廢止する法律案 (政府提出、貴族院送付) 請願法案(政府提出、貴族院送付)

○武藤委員長 引續き會議を行います。本委員會に付託せられております議案は、政府提出貴族院送付にかかる華族世襲財產法を廢止する法律案と、請願法案の二件でございます。これより原案全部を議題に供し、その審議を進めたいと思ひます。政府當局の提案理由の説明を求めます。

○入江政府委員 私から華族世襲財產法を廢止する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

華族世襲財產法は華族制度による華族の身分上の特典といたしまして、有爵者がその家格を維持するのに必要な範囲におきまして、世襲財産を設定し得るという目的で法律が制定せられたものであります。しかるに今回日本國憲法によりまして、華族の制度は、將來認められなくなるに伴ひまして、華族世襲財産の制度も、當然廢止される

ことなるのであります。最近におきます諸般の事情に鑑みますると、この華族の特権を、新憲法の施行まで存続させて置くだけの十分な理由がないばかりでなく、かえつて財産税とか、農地調整の關係等、世襲財産として維持して行くことの方がかえつて華族の人々にとつて不利益である場合もあり、また最近の經濟上の激變によりまして、生計維持という方面から見て、この世襲財産を不融通物として置くというやうなことも適當でありませぬので、これらの理由によりまして華族世襲財產法を廢止し、しかも新憲法の施行以前におきまして、直ちにこの廢止の法律を施行するという必要が生じたわけでありまして、これがこの法律案を提出した理由であります。

この法律の中にはこれに關連して税法の一部改正、あるいは不動産登記法の一部改正、その他の経過規定が設けられております。よろしく御審議の上御協賛あらんことを願ひ申し上げます。

○武藤委員長 次に國務大臣金森徳次郎君の説明を煩わします。

○金森國務大臣 請願法案の提案の理由につきまして御説明を申し上げます。本會議におきましてあらかた説明は申し上げたけれども、詳細にこの際内容を申し上げたいと考えております。御承知のごとく新憲法の第十六條にかなり詳しく書きまされたところの、請願に關しまする條文がございまして、つまり國民はこの憲法

に保障されました權利によつて、廣い範圍において請願ができることになつておるわけでありまして。ところがかうな請願の規定が憲法にありまして、これに必要な法律規定が完備していませんと、どこへ請願書を出していいものか、あるいは誰にあてて請願書を出していいものか、あるいはまた書面ではなくて、言葉でもつて請願をしていいものかというやうな、各種の疑が起りました。實際上の權利の保障が不十分となるわけでございます。明治憲法におきましては、憲法は明治二十二年にできましたけれども、しかし實際にその手續ができませんでしたのは大正七、八年ごろと思つておりますが、それまでは規定がなくて、かなり請願權が實行上の値打を失つたという例をもつております。今回は新しき憲法の規定に基きまして、いち早く請願法の御協賛を仰ぎまして、五月三日に憲法が施行せられます時から、直ちにこの請願が實施できるようにいたしたいというわけで、今回提出をいたしましたわけでございます。

内容についてあらかに申し上げますと、まず第一條におきましては請願法の性質を明らかにいたしてございまして、言いかえますると、請願につきましては、ほかの法律もあり、これは國會に對しまする請願の場合を豫想しておるわけでありまして、そういう特別な場合は除きまして、原則としてこの請願法がこれを規定する。かういふふうなことを定めております。

第六類第二號 華族世襲財產法を廢止する法律案委員會會議錄 第一回 昭和二十二年二月二十五日

それから第二條、第三條におきましては、國民が請願をするにつきましては、どんな手續をとつていいものかということをはつきりさせておきますし、第四條及び第五條におきましては、官公署におきましての請願の取扱いは、第六條におきましては、何人も請願をしたことの理由によつては、どんな差別待遇も受けることがないという保障を規定しておるわけでありませう。

そのうち第二條、第三條の請願の手續のところを申し上げますが、請願は請願者の氏名と住所を記載した文書でこれをしなければならぬといふことになつておられます。言いかえまして口で請願をするのは正式の請願ではない必ず文書によるべきものである。しかし文書ではありまするが、その記載事項には何の面倒なこともなくて、請願者の名と住所がわかればそれで十分である。それ以上に面倒なことをつける必要はないといふことにおられるわけでありませう。このことはこれだけ見ますと、別に不思議もないように思われますが、現在の請願令というものの中には、いろいろ書きましますことをかたり詳しくあげておられます。たとえば族稱を書けとか、年齢を書けとか、職業を書けとかいふことを規定しておられます。この規定に違反したとすると、請願が幾分制限を受けることになるのでありませう。さういふ無用な規定を全部はずして、最も簡便に手續をいたしたわけでありませう。

次にその請願書は、この請願の事項を所管する官公署にこれを提出すべきものといひまして、また天皇に對する請願書は、これを内閣に提出すべきものとしておられます。このことはこれもまた分りきつたことでありまして、どこかに出すならば、官公署に出すといふことが原則で、不思議はないように思いますが、これにも若干の事情がありまして、たとえば外を歩いておる役人に對して、いきなり請願書を出すといふことは、請願の慎重なる手續に反しますので、まず常識的にそれは官公署に出すべきものであるといふことをきめたわけでありませう。また天皇に對する請願書は現在の規定によりまして、郵便をもつて内大臣府に提出するといふことに規定してあります。もとより今内大臣府といふものもございませんけれども、それに代るふうに讀みかえて適用しておるものと存じておりますが、天皇に直接に請願書を出しますことは、天皇の御地位と對照いたしまして、相當に考えなければならぬ點があるものであります。つまり助言と承認によつて行動せられませう天皇に、直ちに請願書を出すことは不適當でありますし、それかと申しまして、現在の如く内閣抜きに出るといふことも不合理的でありまして、そこで助言と承認の責任を持つておられます内閣に提出すべきものであるといひしておられるわけでありませう。つまりこれは内閣を経由して出すといふ意味を現わしておるのであります。

それからなお場合によりまして一番請願で困りますのは、國の制度といふものは、一般人には分りにくいものでありまして、一つの問題を持つておられます。この官廳へこれを出したらほどよく行くかといふことが分りません。誤つたところへ出しますと權限外だといふことで、つづねられてしまひます。そういう欠點を除きませうために、もしもはつきりした官公署が分りません時は、内閣に提出しなければならぬ。こゝういふふうにしたしませう。内閣に出ますれば内閣で適當にこれを權限を持つておる官廳に送り届けておられます。なおまた誤つて請願書が權限違ひのところへ行きませう時にどうするかと言ひますと、これもこの規定の中に書いてあります。これもこの請願者に正しい官公署を教えてやるという一つの方法であります。それでなければ、請願書を受取つて置いて、これを國の内部關係において、しかるべき權限を持つておる官廳へ送り届けてやる。こゝういふことになつておるわけでありませう。

次に官公署が受取つたならば、どんな心構えでこれを處理するかという問題であります。これは請願といふものの性質が、裁判とか訴願とかいふふうにはつきりしておられません。官公署はこれを受理いたしました十分中味を檢討して、しかるべく適當な方法をとりまして、別に裁判をせよとか具體的な要求を含んでおらないものであります。それがために自然官公署の側で請願を粗末に取扱う。處理の心構えにおいて不十分であるといふような恐れもありません。請願書は必ず義務としてこれを誠實に處理しなければならぬといふようなことを規定してあるわけでありませう。

なお最後に、何人も請願をしたために、いかなる差別待遇も受けないといふ規定が設けてあります。これは實は日本國憲法の第十六條の中に同じ文句のことが規定してあります。この規定を書き記す必要はないので、ごく法律家的に申しますと、わざわざこの規定を書き記す必要はないのであります。これは從來日本の立法が不親切でありまして、憲法に書いてあるから請願法には書かなくていい。こゝういふような態度をとつておりました。それが國民の側から見ると非常にも不便であります。そこで憲法の規定ではありまするけれども、さらにこれを請願法の中に明らかにいたしまして、何人も請願の本質をよく理解し得るようになつたわけでありませう。こゝにいかなる差別待遇も受けない。こゝういふように規定いたしましたのは、請願をしたからとて國家から不利益を受ける。あるいはどこかで處罰をされるとかいふようなことが、あるべき筋合のものではございませんけれども、古い時代の考えによりまして、請願といふことは、無理に何か願ひ出ることであつてよろしくない、こゝういふ思想があつて、自然請願に不利益を加へている傾きがあります。現在の請願令において請願を認めておりますが、請願を助長する。人のために請願を集めて歩く。こゝういふことをいたしますと、法律上の不利益が起るようになります。従つて請願をしたために、いかなる差別待遇も受けないといふことをはつきり規定いたしました次第であります。大體以上が内容でありまして、これによりまして憲法の第十六條を、ほんとうに實際政治の上に實現したいといふ考えでございませうが、どうぞよろしく

御審議をお願いしたいと存じます。  
○武蔵委員長 これに議案全部に對する説明を聴取いたしました。今日のところはこれで散會したいと思ひます。  
午後一時三十四分散會